

内閣参質一六四第三六号

平成十八年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員緒方靖夫君提出在日米軍横田基地の再編に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

●

参議院議員緒方靖夫君提出在日米軍横田基地の再編に関する質問に対する答弁書

一の1及び3から8までについて

平成十七年十月二十九日に開催された日米安全保障協議委員会で発表された文書（以下「発表文書」という。）においては、自衛隊と我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）の「接続性、調整及び相互運用性」を「不断に確保」するため、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置することとされたところである。同調整所においては、防空及び弾道ミサイル防衛に係るものを含む情報の共有等を通じて、自衛隊と在日米軍の司令部間で緊密な調整を行い、連携の強化を図ることができると考えている。

同調整所の具体的な組織、機能、運用等に関するお尋ねの点については、現在、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）政府との間で協議を行っているところであり、お答えすることは困難である。

一の2について

発表文書においては、合衆国政府と協議した結果、在日米軍が使用する施設及び区域である横田飛行場に共同統合運用調整所を設置することとされたことを踏まえ、「在日米軍司令部は、・・・共同統合運用

調整所を設置する」と記載されたものである。

二の1及び2について

「併置」とは、合衆国第五空軍司令部が所在する横田飛行場に航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊を置くことを意味するが、その「併置」の具体的な内容については、現在、合衆国政府との間で協議を行っているところであり、「共同使用」との関係を含め、お答えすることは困難である。

二の3について

「関連部隊」については、航空自衛隊航空総隊隷下の作戦情報隊及び防空指揮群が含まれるものと考えているが、現時点では、具体的に確定しているものではなく、お答えすることができる段階にはない。

二の4について

航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の横田飛行場における合衆国第五空軍司令部との併置に伴う、同飛行場における日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二条の規定の適用の在り方については、現在、合衆国政府との間で協議を行っているところであり、お答えすることは困難

である。

C

O